

高速道路の深夜割引の見直しについて

令和5年(2023年) 1月

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

現行の深夜割引の課題について

【現行の割引制度の概要】

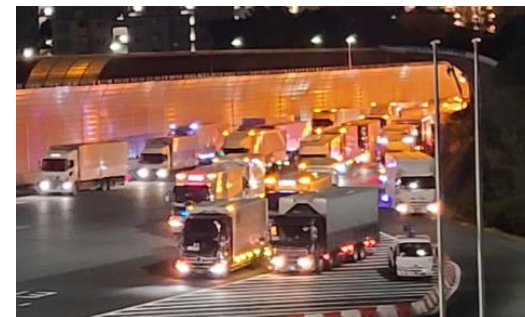
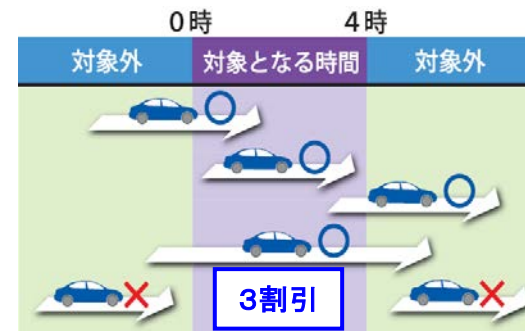
ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引

【割引の目的】

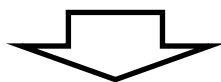
- 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引
- 割引の導入により、並行する一般道路の夜間の交通量は減少しており、深夜時間帯における一般道路の騒音に関する環境は改善されている

【主な課題】

- 首都圏や近畿圏の本線料金所等において、深夜割引適用待ちの車の滞留が発生
 - こうした課題に対して、高速道路会社では、現地での注意喚起、横断幕や看板、チラシ等での啓発活動等に取り組んでいるが、課題解決には至っていない状況
- 深夜割引の割引適用待ちなどにより、トラック運転者等が深夜時間帯に運転せざるを得ない状況もみられ、結果として労働環境の悪化の要因になっているとも捉えられる



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水)23:58撮影)



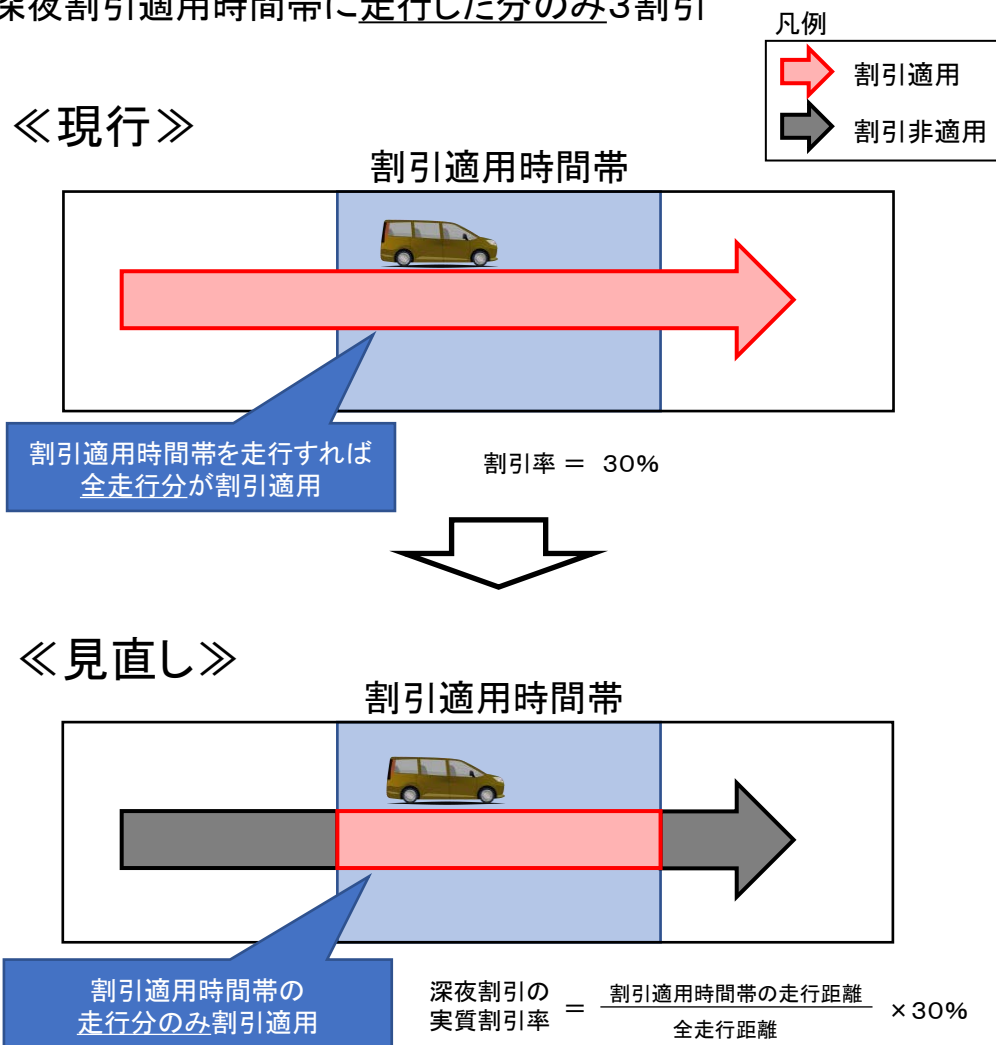
【社会資本整備審議会 国土幹線道路部会の中間答申(令和3年8月)で示された見直しの方向性】

- ✓ 割引が適用される時間帯の走行分を対象
- ✓ 割引適用時間帯の拡大

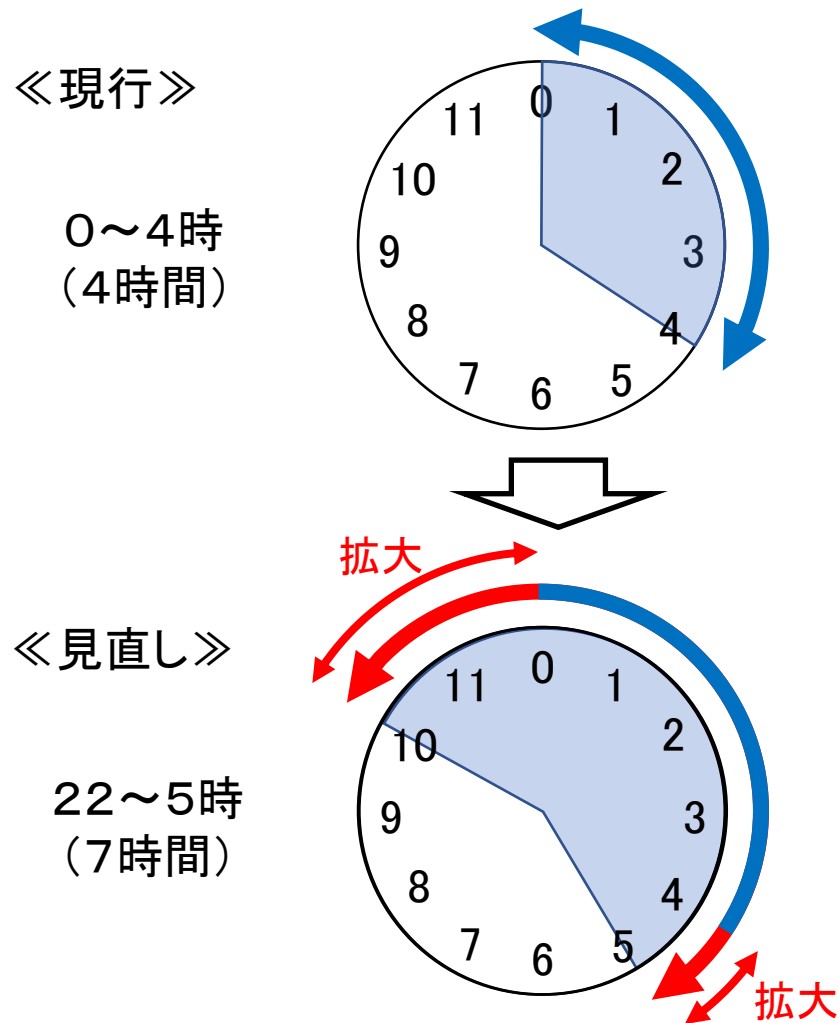
深夜割引の見直しについて(1)

- <見直し内容>
- 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
 - 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

①深夜割引適用時間帯に走行した分のみ3割引



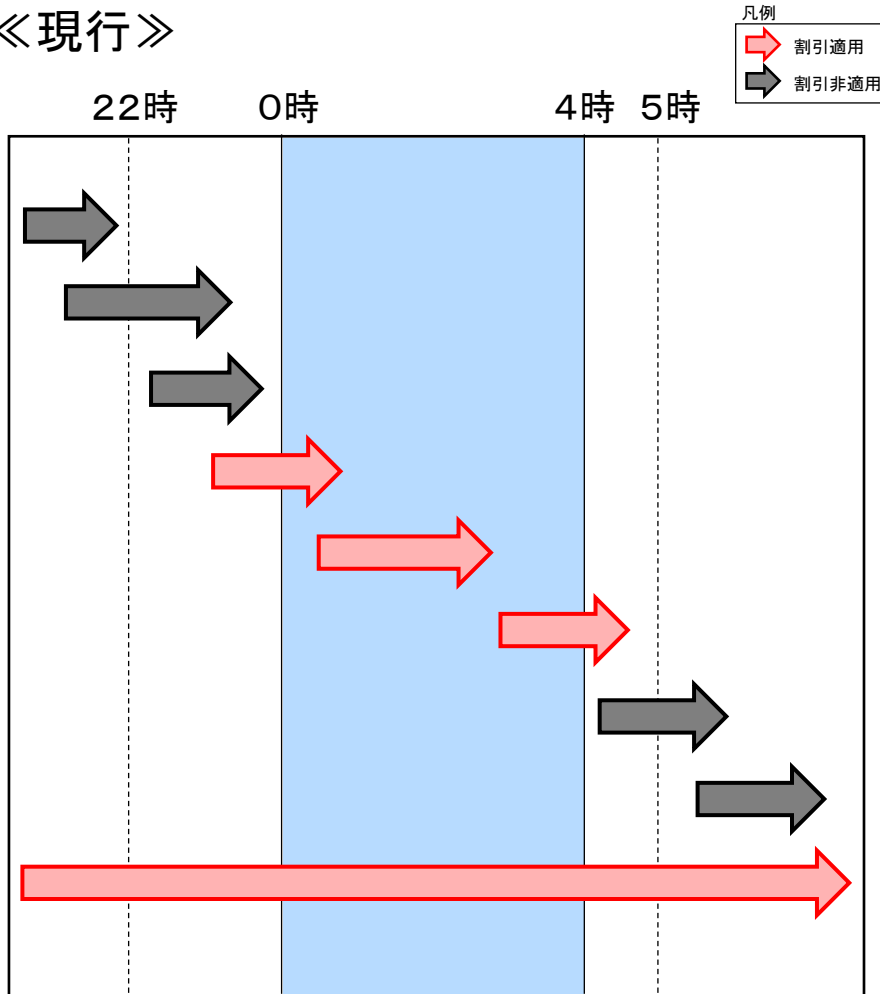
②割引適用時間帯を22時から5時に拡大



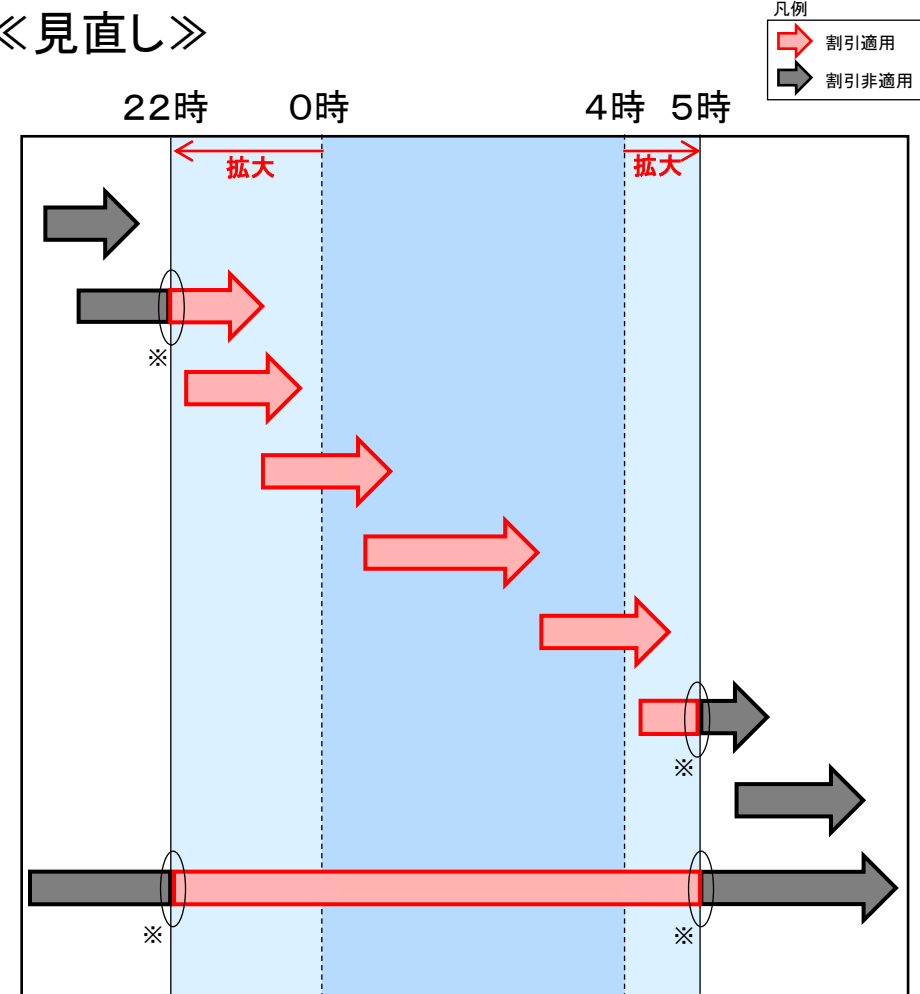
深夜割引の見直しについて(2)

- <見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

《《現行》》



《《見直し》》



※ 割引適用時間帯の開始時刻(22時)・終了時刻(5時)をまたいで走行する車両の割引適用時間帯の走行距離は高速道路上に設置するETC無線通信専用アンテナ等を用いて把握

補足・留意事項

- (1) 今回の深夜割引の見直しに際しては、従来の料金所通過時間に加え、高速道路内にETC無線通信専用アンテナを設置し、各アンテナから車両毎の通行記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の実質割引率を算出します。
- (2) 車両毎の割引額を算定するにあたり、上述の理由により一定の処理時間を要することになるため、現行の平日朝夕割引と同様に、「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更となります。(出口料金所等では通常料金(割引適用前)が表示されます)。
- (3) 割引見直しに伴い、割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀運転を未然に抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただけるよう、割引対象距離に上限を設ける等の対応を検討してまいります。
- (4) 今回の割引見直しとあわせて、長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400kmを超える走行を対象に、長距離逓減制を拡充する予定です。
(詳細はP.5にて説明)

【割引見直し運用開始後の激変緩和措置】

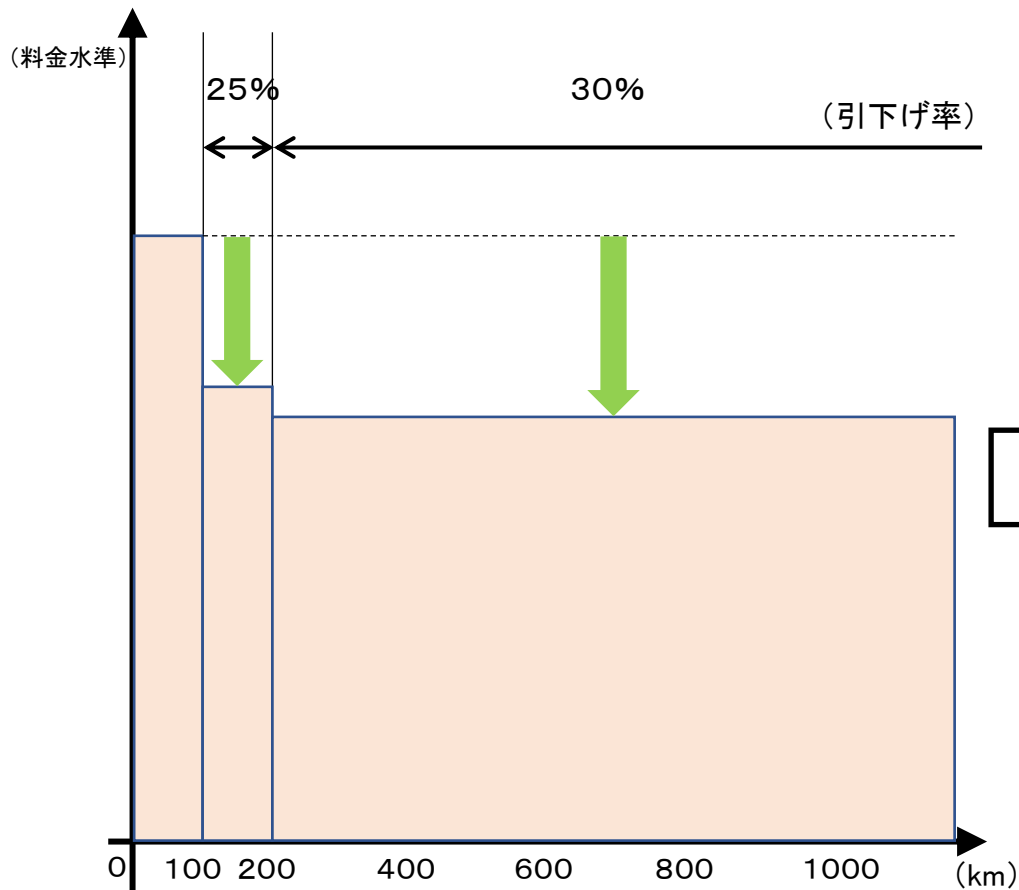
以下のとおり、激変緩和措置(5年程度)を予定しています。

- ・ 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- ・ 22時台に高速道路から流出した車両について、22時台に走行した分は、深夜割引の割引率を2割とする
(詳細はP.6にて説明)

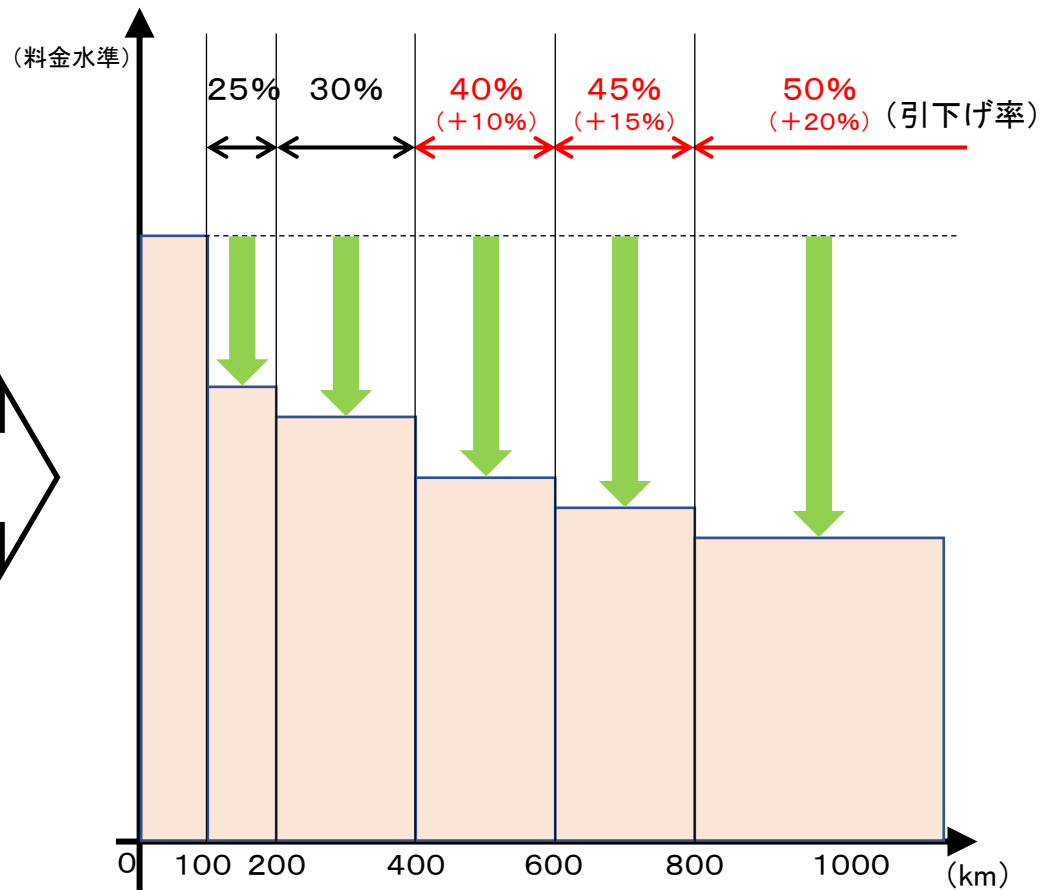
長距離逓減制の見直し

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400km超の走行を対象に長距離逓減制を拡充

《現行》



《見直し》

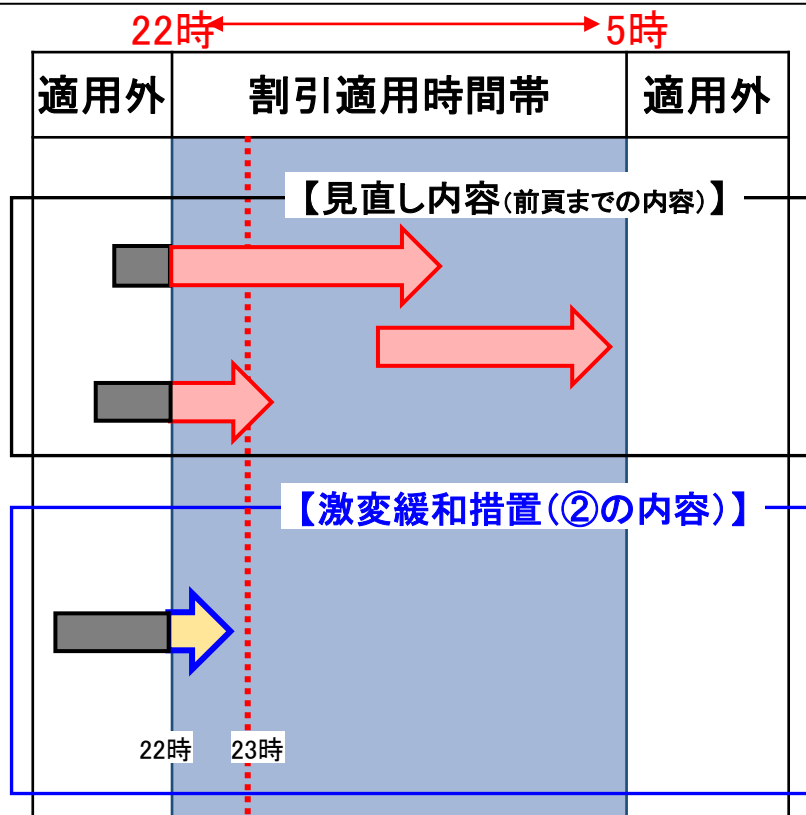


割引見直し運用開始後の激変緩和措置(5年程度)

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中等を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施(5年程度)

(1)深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

(2)22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引



凡例

➡ 割引適用(3割引) ➡ 割引適用(2割引) ➡ 割引非適用

【深夜割引の見直し内容(要点)】(※前頁までの内容)

- ・深夜割引適用時間帯に走行した分のみ割引
- ・深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

【割引の見直し運用開始後の経過措置(5年程度)】

- ① 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

$$\text{深夜割引の} \begin{matrix} \text{実質割引率}^* \\ \text{実質割引率}^* \end{matrix} = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

※実質割引率の上限は3割とする

- ② 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引

$$\text{深夜割引の} \begin{matrix} \text{実質割引率} \\ \text{実質割引率} \end{matrix} = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times \text{20\%}$$